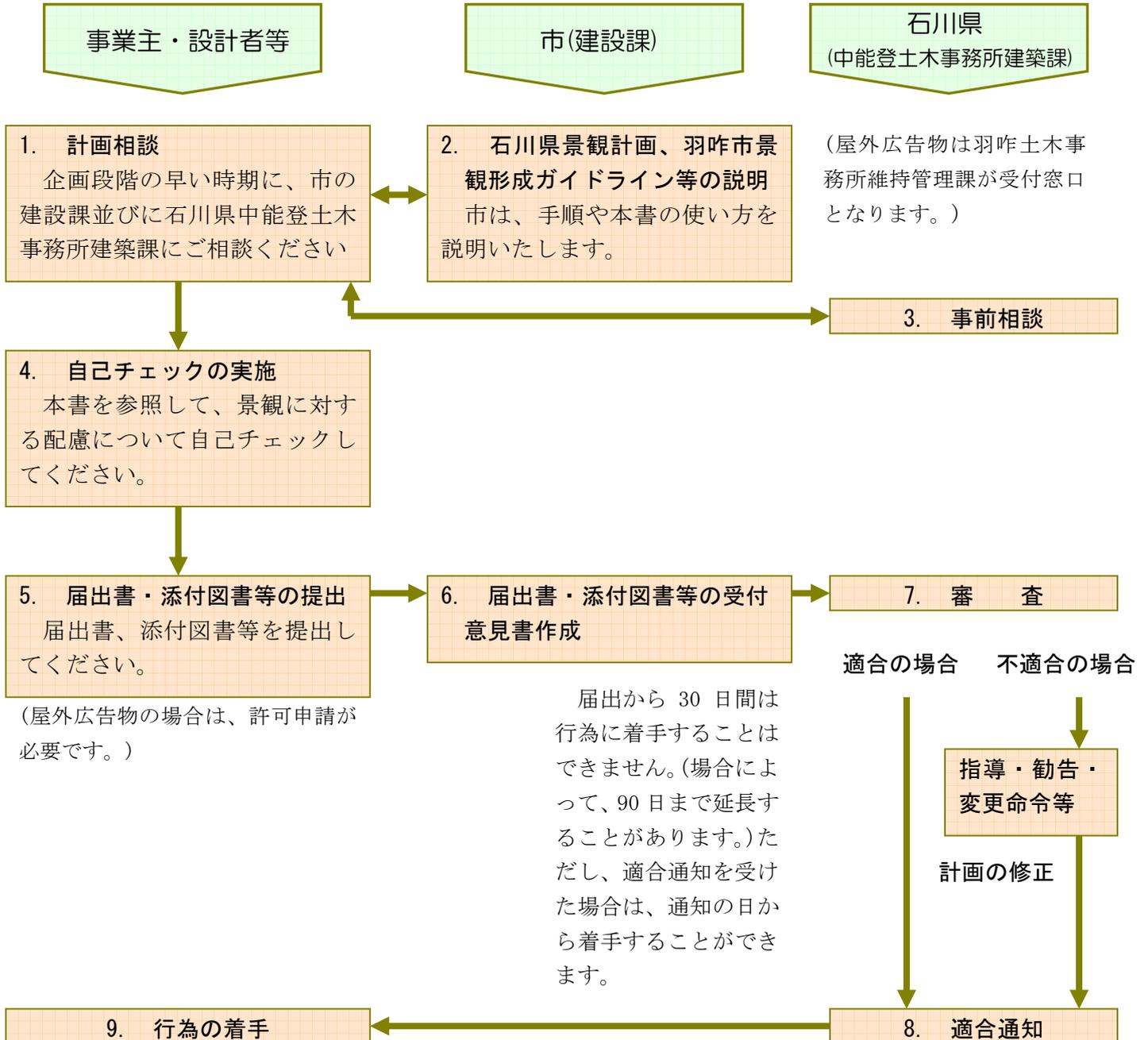


手続きの流れ

一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。この届出は、以下の流れになっています。



※ 届出書は、下記の羽咋市・石川県のホームページよりダウンロードできます。

羽咋市：

石川県：

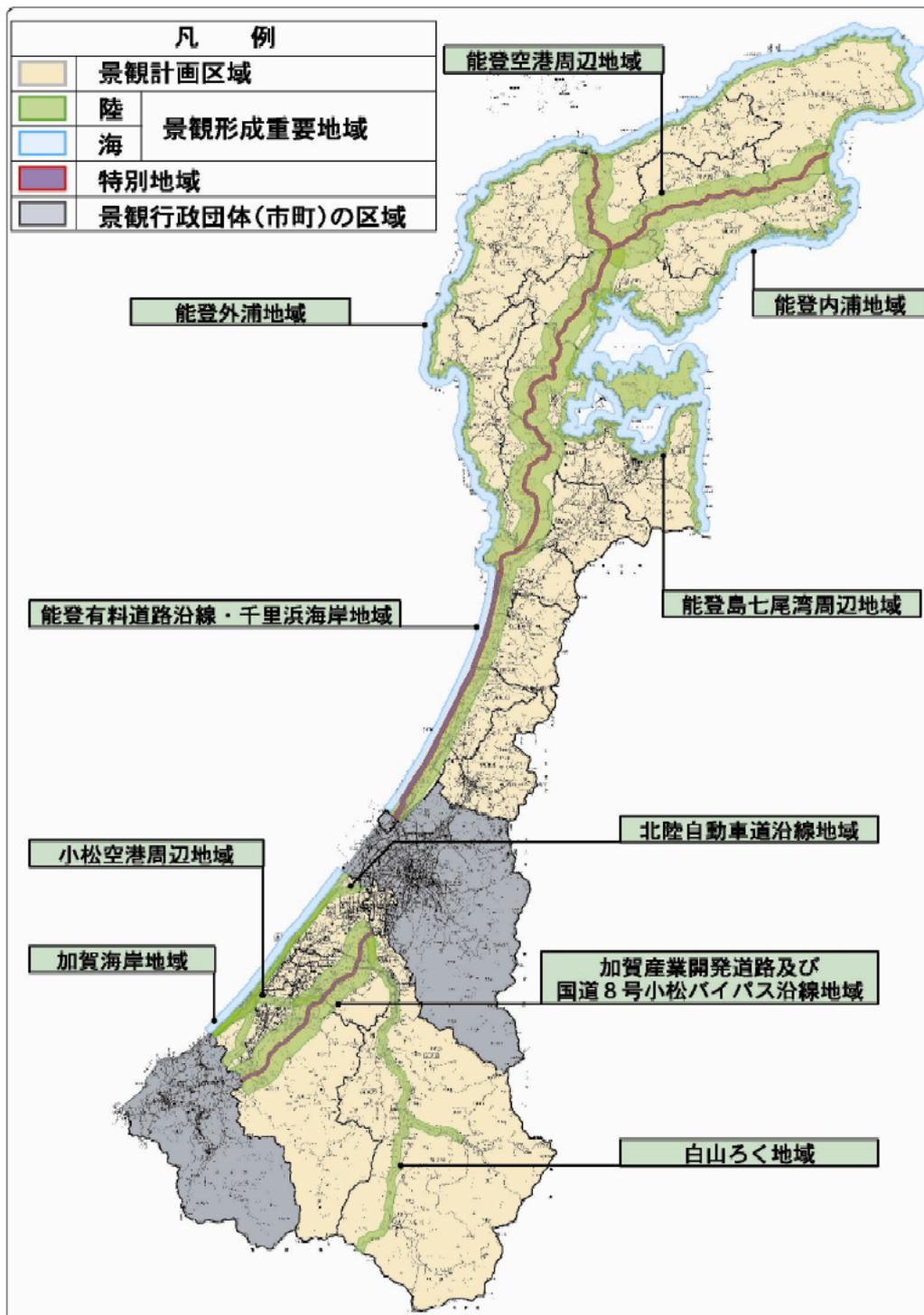
石川県景観計画の概要

(1) 石川県景観計画区域（ただし、景観行政団体である市町の区域は除く）

「いしかわ景観総合条例」に基づく、石川県景観計画では、市町を超えた県土全体の広域的な景観づくりを推進することを目的としています。

県全域を「景観計画区域」とし、特に良好な景観形成を図る必要のある地域を「景観形成重要地域」、建築物等の形態意匠が景観に及ぼす影響が特に大きな地域を「特別地域」に地域指定することにより、地域の特性に応じた景観形成を図っています。

図 石川県景観計画の区域



(2) 石川県景観計画での羽咋市の位置付け



石川県景観計画での羽咋市内の位置付けは、市内全域を景観に配慮すべき地域として「景観計画区域」としています。

その中でも「能登有料道路沿線・千里浜海岸地域」では、長く連なる砂丘海岸や山並み景観が楽しめる道路沿道景観の保全を目標とし、特に景観に配慮すべき地域と位置づけ、有料道路境界線より両側 2 km（海側は汀線まで及び北部 2 km を超える陸側は志賀町との境界まで）、海域については汀線より 1 km を「景観形成重要地域」に指定しています。

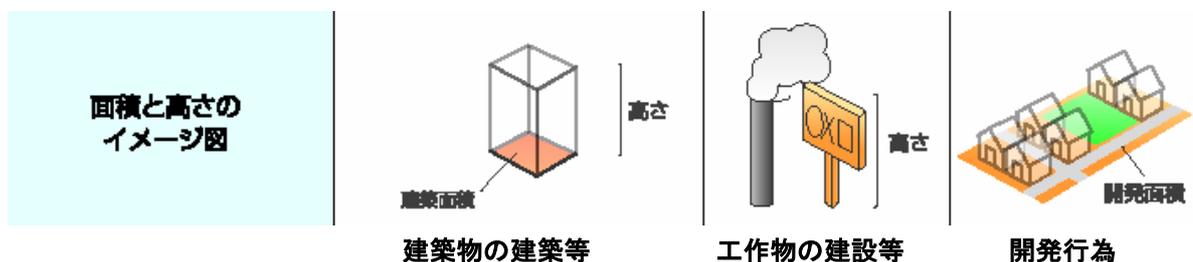
また、この有料道路沿線の柳田インターチェンジ以南を道路境界線より両側 200m、柳田インターチェンジ以北では、道路境界線より両側 100m を「特別地域」に位置付け、積極的な景観保全を図るため、より強い規制をかけています。

(3) 行為の制限に関する事項

3-1) 届出対象行為

それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合は届出が必要となります。

| 行為の種類 | | 届出対象規模 | | |
|-------------------|------|-------------------------|----------------------|------------------------|
| | | 景観計画区域 | 景観形成重要地域 | 特別地域 |
| 建築物の新築、増築、色彩の変更など | 建築面積 | 1,000 m ² 超 | 500 m ² 超 | 200 m ² 超 |
| | 高さ | 13m超 | 同左 | 10m超 |
| 工作物の新設、増築、色彩の変更など | 高さ | 13m超 | 同左 | 10m超 |
| 開発行為 | 開発面積 | 10,000 m ² 超 | 同左 | 3,000 m ² 超 |



3-2) 建築物等の基準

建築物や工作物の新築等については、「位置・規模」「形態・意匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「のり面」などの項目で景観形成に関する基準を定めています。

○景観計画区域の景観形成基準（抜粋）

■建築物及び工作物

| 項目 | 景観形成基準 |
|-------|---|
| 位置・規模 | ・敷地に付属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。 |
| 形態・意匠 | ・周辺の景観と調和した形態・意匠とするよう配慮する。 ・長大な壁面はできる限り避け、分節するなど、周囲へ圧迫感を与えないよう配慮する。 ・外壁及び屋上に設ける設備は、露出しないように努める。 |
| 色彩 | ・落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。 |
| 材料 | ・周辺景観と調和した材料の使用に配慮する。 ・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により見苦しくならない材料の使用に配慮する。 |
| 植栽 | ・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲には生け垣等を設けるなど配慮する。 |

■開発行為

| 項目 | 景観形成基準 |
|-------|--|
| 盛土・切土 | ・日本海の海岸線、山や林のスカイラインを切る盛土や切土は行わないよう配慮する。 ・自然など既存の地形を活かした計画とするよう配慮する。 |
| のり面 | ・大規模なのり面が生じないよう配慮する。 ・擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮する。 |
| 樹木等 | ・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。 |

○景観形成重要地域の追加基準（景観計画区域の基準に追加）（抜粋）

| 項目 | 景観形成基準 |
|-------|---|
| 位置・規模 | ・道路側の壁面や外構えをできる限りそるえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。 ・山並みや海岸線等自然のランドスケープを広範囲に切らないような位置、高さとする。 |
| 形態・意匠 | ・自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。 ・地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。 |
| 色彩 | ・多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、相互の調和やバランスに配慮する。 ・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（い）欄のとおりとする。 |
| 材料 | ・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮する。 |
| 植栽 | ・地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。 |

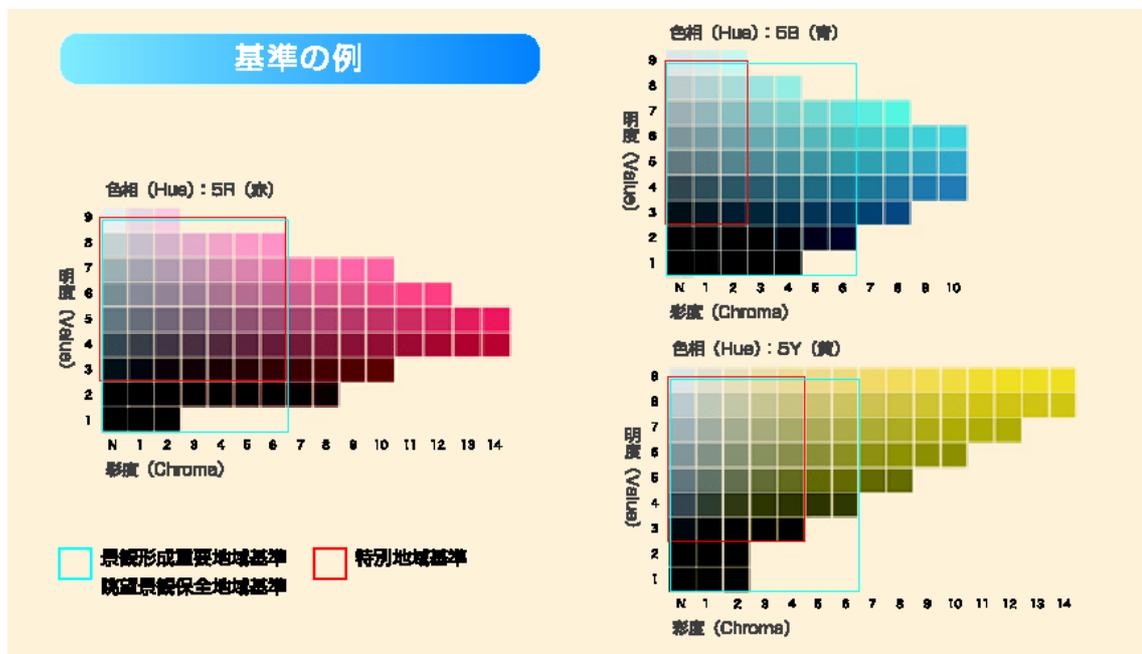
○特別地域の追加基準（景観形成重要地域の基準に追加）（抜粋）

| 項目 | 景観形成基準 |
|-------|---|
| 位置・規模 | ・既存の街並みのスカイラインなど周辺環境と突出しない高さとする。 ・優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。 |
| 色彩 | ・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（ろ）欄のとおりとする。 |

別表 色彩の数値基準（マンセル表色系 JIS Z 8271 による）

| | (い) 景観形成重要地域 | (ろ) 特別地域 | | |
|----|--------------|----------|----------|-------|
| 色相 | 全色相 | 0.1R~5Y | 5.1Y~10Y | その他 |
| 明度 | 8.5 以下 | 3~8.5 | 3~8.5 | 3~8.5 |
| 彩度 | 6 以下 | 6 以下 | 4 以下 | 2 以下 |

※ マンセル値とは、国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相(色合い)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」を組み合わせる記号です。



3-3) 屋外広告物の表示等に関する方針

石川景観計画では、屋外広告物は景観形成における重要な構成要素であることから、いしかわ景観総合計画に定める地域の設定を尊重し、建築物と一体的な規制誘導により、良好な景観の形成を図るものとしています。

また、広告物の表示については、周辺の景観との調和が保たれるとともに、新たに良好な景観が創出されるよう、いしかわ景観総合条例の規定により必要な規制誘導を行うものとしています。

■屋外広告物

(いしかわ景観総合計画より)

| 項目 | 景観エリア (許可地域) | 景観形成重要エリア・特別エリア (禁止地域) |
|---------------|---|---|
| 位置 | — | ・屋根及び屋上へできるだけ設置しない。 |
| 設置数及び 設置場所 | ・同一広告物を集中して表示しない。 ・道路沿いに多数連続的に表示しない。 | ・掲出を必要最低限とする。 |
| 形態 ・ 意匠 | ・周辺の景観に適した意匠・色彩とする。 ・夜間対象であっても昼間の美観を損なわない。 ・裏面や側面の支柱等を露出させない。 | ・建物との一体感や周辺景観と調和させる。 ・自然素材の特色を生かした意匠を積極的に取り入れ、わかりやすく魅力的なデザインとする。 |
| 大きさ及び 高さ | ・必要最小限の大きさとする。 ・必要最低限の高さとする。 | ・周辺環境と調和した大きさや高さとする。 |
| 色彩 | ・けばけばしい色や多くの色を使用しない。 ・附属物を本体と調和させる。 | ・基調色を低彩度とする。 |
| 材料 | — | ・環境に配慮した自然素材を使用する。 |
| その他 | ・ネオンサインは周囲の景観へ配慮する。 ・電光掲示板等の点滅速度を穏やかにする。 | — |



| Á , | (o , | »((|
|--------------|---------------------------------------|-------|
| - û | Vj%½ û " è#y 1"õ (»"" Ā P K ² j%½.-43 | " -43 |
| " ! ! | µZ/1!, q'¹¥{/w ù ý ³ | " ¬ |
| - !° | (y ` o 2] o " \ I P f Ê-Ī ... U ¾ K | - |
| \$. ! ° 4 É | (!y Ò!¥ :-ð 6.- á ç-ð 6 % % | - |
|) ĩ \ = | ⊘ y Ò ¥ {/w v ' % | - |
| ® ! ° á | (ÿy Ò j.3.- .-43 | P K ê |
| Á d 4 ÷ | (/y Ò j.3.- 1ú Ò. !¹ % % | - |

ÿ(y Ò J-ð » ' < \ f#†\$â³ â ê "" ¬ é"•} } ~ á Ī -. ç Ú Û
 È " D I] 6 " & T f ; ÿ J-ð "-1¬ æ Ā ç á ê " Ò Ā "- O ¬ % l é " Ê é Ç Æ /†
 2€ à Ī ç-x ÿ n# 5Ā ¬ Ò ù Ò Û • Ā ° æ ½ Ç ã Ā Ī Ñ ç ù Ò Û •
 y ß ã ý Ā Ò é J-ð É % w æ » Ò Ī ! . " Ī - ç Ú Û È ù Ò Ā Ā 5ÿ ç !³ Ò Í
 ù Ò •

""- ¬ ã ' ¬ ã
 " ' - (y Ò
 ¥ (y Ò é ! , ; !ß p
 (y Ò j.3.- 6' .
 74. JVV R YYY EKV[JCMWK KUJKMCCYC LR
